

# 東海地震に係る地震防災対策 強化地域についての報告

平成14年4月23日

中央防災会議 東海地震対策専門調査会

東海地震については、大規模地震対策特別措置法（以下、「法」という。）の成立以来四半世紀が経過しており、観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」（平成13年3月設置）において、想定される東海地震による地震の揺れ及び津波の高さの結果について検討を行い、同年12月に中央防災会議に報告された。

この検討結果を踏まえ、同月、法に基づき内閣総理大臣から中央防災会議に、現行の強化地域に代わる新たな強化地域の指定についての諮問がなされ、この強化地域についての検討及び新たな強化地域を踏まえた東海地震の防災対策のあり方を検討するため、本調査会が平成14年3月に設置された。

本調査会では、防災対策の観点からの指定のあり方を検討するとともに、地域の災害の実情や防災体制の実情を十分反映させるため行われた内閣総理大臣からの関係都県知事に対する意見聴取の結果も踏まえ、以下のとおり、強化地域の案をとりまとめた。

強化地域は、法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域」と定められている。特に、当該地域が通常地震防災対策に比べ、地震予知情報を踏まえた警戒宣言に基づく避難・警戒体制をとるべき地域であるという特色も踏まえ、その指定すべき地域としては、以下のように考えた。

#### （1）地震の揺れによる被害について

地震の揺れによる被害に係る指定については、木造建築物等が一般的に著しい被害を被る地震の揺れという見地から、震度6弱以上の揺れが発生する地域を基本として強化地域とするのが妥当であると考えられる。

また、木曾三川下流部の地域においては、震度6弱に準じた強い揺れが生じ、その場合に著しい地震災害の発生のおそれがある軟弱地盤であり、加えて、ゼロメートル地帯で人工排水により社会空間が成り立っている地域であり地震により広い範囲で浸水する恐れがあることから、警戒宣言に基づく避難・警戒体制をとる必要があるため、強化地域とするのが妥当であると考えられる。

#### （2）津波による被害について

津波による被害に係る指定については、「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域であり、地震発生から20分以内に津波が来襲するおそれのある地域を基本として強化地域とするのが妥当であると考えられる。

また、志摩半島から熊野灘にかけての地域は、リアス式海岸を有し、過去にも多くの津波被害を被ってきた地域である。この地域は、地形が急峻で地震後の迅速な避難が困難であり、警戒宣言に基づく避難・警戒体制をとる必要があるため、強化地域とするのが妥当であると考え。

### (3) 防災体制の確保等の観点について

強化地域の指定単位については、防災体制の基礎単位でもある市町村単位を基本とするのが妥当であると考え。

また、周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、一体的な防災体制等をとるべき地域を併せて強化地域とするのが妥当であると考え。

以上の考え方にに基づき、強化地域としては、資料1の市町村の区域とすべきと考える。なお、これを図示したものは、資料2のとおりである。

なお、これらによる強化地域の指定が、強化地域の周辺部等の防災対策が不要であることを意味するものではない。特に、長周期の地震動、地盤液状化、斜面崩壊等が個別の地域の地盤状況等によっては発生しうるものであり、これらについては、強化地域に限らない全体の防災対策の中で検討していくこととする。